

令和5年度 環境審議会 第1回事業系ごみ専門部会 会議録

日時	令和5年6月20日（火）13時25分～		
場所	705会議室		
案件	事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて		
出席委員	森島委員、太田委員、須藤特別委員 計3名		
公開の可否	公開	傍聴者数	0名
事務局	経済環境部：吉沢次長 環境政策課：小野寺課長、寺本係長、小宮主事		
結果	事務局案の内容で作成した答申案を次回確認		

1 開会

2 委員・職員紹介

3 議事

(1) 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて

ア 手数料算出について

委員A この縦書きのリスト（審議資料2「事業系一般廃棄物処理料金 自治体別一覧」）は、いつ現在のものですか。

事務局 令和5年5月現在のものです。

委員A 神奈川県内では処理手数料額が3番目くらいになるということですね。

委員B 最大の金額は市が決めていて、排出事業者と収集運搬業者との間で実際の金額が決められるということだと思います。現在の最大金額に対して今考えているのは何円ですか。

事務局 現在の収集運搬費の最大金額は17円/kgです。変更後はプラス7円で、24円/kgと考えています。事務局案としては、その24円/kgと高座清掃施設組合の搬入手数料の額となる25円/kgを足して、合計で49円/kgという条例改正をしたいと考えています。

委員B 承知しました。24円というのはいろいろ試算していただいた中で、上振れするのに対して不利な点を除いた状態で、計算されているということですね。

事務局 金額が青天井にならないように、最大金額が今現在だと42円/kgとなっています。7円上げる案ですが、実際に事業者が高座の搬入手数料として払っているのは25円/kgになります。現場の意見をお聞きしたいのですが、この上限額を上げるとどの程度影響が生じてくるのか、自

由競争が起きる部分でもありますので、今日はぜひ教えていただきたいです。

委員C 17円/kgと上限が決められていますが、ごみの回収に行くと、1回当たりごみの量が10kgしか出ない事業者もいます。単純にこの条例を守ると収集運搬で170円までしかもらえないという考え方でいいですか。大規模事業者や大手スーパーであれば1回当たり、300kgから400kg排出されて、17円/kgとしても、上限に収まる金額になると思います。

事務局 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、各自治体において条例化をして定めることが基本になっています。先ほど説明した計算の方法でいくと、収集運搬費が17円/kgというものと、高座清掃施設組合での搬入手数料25円/kgを足した料金で一般廃棄物処理を行ってもらうものになります。ただし、重量ベースでごみ処理料金をもらっている処理業者はあまりないと思います。

実際は、月額いくら、1袋いくら、という形態になるとは思いますが、ごみの処理にかかる内容は、どうしても重さで比較しなければならない部分があり、必ずしも現実と一致していない部分があるかと思えます。

現在高座の搬入手数料も、ごみ減量化も含めて実情と合っていないことから、見直しをする動きにあります。その中で海老名市としても、収集運搬費について、当初の積算の方法も踏まえて、7円プラスの24円という試算となりました。少量排出事業者の中では、例えば月額5,000円や1万円といった契約をしているところもあると聞いていますし、先に袋を買い取ってもらうところもあります。容積と重量でとらえ方も変わってきますので、重量ベースでいくと今回の金額となると考えています。

委員C 現実の契約において、1回当たり収集運搬費いくらと決めて、ルートで回っていますので、100kgでも10kgでも基本的に収集運搬費は変えていないことが多いです。これを厳格に守らなければならないことはわかりますが、それによるペナルティーとして許可の取り消しなどになるのかといった点を心配してしまいます。こういう機会があったので、聞いてみたかったです。

委員A ごみ量が少ない場合など、収集運搬費を取るのに困ります。いくらルート上にあるとしても、ガソリン代などもかかります。

委員C 1日で複数の事業者を回らなければならない、1か所あたりにもそれなりに時間がかかります。時給換算した場合に本当にこれでよいのかと考える部分もあります。

委員A 不法投棄の増加にもつながってしまうのではないかと考えます。

委員B 私の事業所では、毎月1,500kgから2,000kg排出されますが、このくらいの量であれば、上限価格内に収まると思います。もしかしたら、処理業者の方で負担をしているのかもしれないが。

金額の上昇は、燃料高騰などがありますので、そこは配慮せざるを得ないと考えています。仮に想定以上の金額上昇であったとしても、事前通知等があり、説明を受ければ、企業側は廃棄物の処理責任の観点から拒むことはできないと考えています。

あとは、毎月10kg程度の排出となる少量排出事業者の問題が残ります。

ますが、産業廃棄物でも1回来てもらうのに、量に関わらず一定の金額を支払うことになっていきますので、kg換算で計算すると車両費も出ないということになります。そういった、小さなところでの矛盾が生じてしまうのは、当たり前なのではと考えます。

委員C 1日あたり30件ぐらい回って、約1tのごみ量にはなると思います。が、得られる料金を考えるとかなり厳しいものになると考えます。

市内のおそらく9割は、1日10kgから20kgくらいの少量排出事業者だと思うので、どこの処理業者も厳しいと思います。

委員A さまざまな意見をいただきましたが、事務局案の金額算出の考え方についてはいかがでしょうか。

委員B 先ほど申し上げたように快く了承するような内容になります。

ただし、一般廃棄物処理の実情があるので、矛盾が出るところは配慮しなければならぬとは思っています。

委員A すべてに納得説得するのは難しい話だと思います。ただし、少量排出事業者に関しては、課題があると思います。

事務局 一般廃棄物は市町村の責務ですが、一般廃棄物の許可業者で組合形成されているわけではなく、また意見を聞くと言ってもそれぞれでしょうし、利害関係もあるので自由に聞けませんので、こういった場での意見は重要なものと考えています。

また、重量で基本的には考えているところがあります。容積などを測ることは難しいですが、重量はそのまま量りに乗せてしまえばわかるためです。だからといって、定額制や袋制を否定するわけではありません。むしろ、それにより少量排出事業者の受け皿となっている面もあると考えています。他自治体の状況も引き続き確認しつつ、現実とどのようにすれば合致していくのかを考えていきたいと思っています。

委員B ちなみに、1便いくらかと算出する決め方はだめだとする決まりはありますか。

事務局 特に、そういった決まりはありませんが、法律上どうしても、廃棄物は重量で考えているので、そのような表現になってしまうと思います。

委員B シンプルに1便の収集運搬費の上限額を決めることができさえすれば、スムーズにいくと思いますが、処理業者はその点を計算しつつ、kgで取引をしているということですか。

委員C 1便いくらかで計算しています。

本来重量によって手間も若干変わるため、金額も変えないといけぬと思いますが、そこはほとんど差がないとして、あくまでも収集に行く回数で料金を変えています。

委員B その点をどこまで掘り下げられるかということですね。

委員A では、金額算出の考え方については、基本事務局案とします。なお、各委員から出た課題については考えておいてください。

イ 手数料の改定時期

委員A 横書きの資料（審議資料2「事業系一般廃棄物処理料金 自治体別一覧」（6自治体分））では、周知期間について3か月としているところもあれば、1年としているところもあります。その辺はいかがでしょうか。

委員B 決定事項であれば、これを拒む理由は特にありません。

委員A 最低半年前後の周知期間ということによろしいですか。
委員B 私は十分と考えます。
委員A 契約書の変更などの関係もあるので、最低3か月は必要であるし、1年は少し長いと感じます。会社に事情等あれば別ですが、半年とすることによろしいでしょうか。
各委員 了承

ウ 激変緩和措置の必要性

委員A これについてはどうですか。先ほどの改定時期と共通する考慮要素が挙げられています。
委員B 会社ごとに、処理手数料変更のインパクトは異なるため、非常に判断が難しいところであると思います。ただし、上限額ということなので、処理業者と排出事業者間で調整ができる部分もあるという面は安心材料と考えます。その意味でも、激変緩和措置を採用し、内容を煩雑にしないでいいという判断はできると思います。
委員A これについては、排出事業者側の方が影響が大きいと思いますが、いかがですか。
委員B 必須とは言えないと考えるということなので、賛同します。
各委員 了承

エ 見直しの時期

委員A 定期で5年とし、異常事態があれば、都度見直す必要があるとのこと。事務局提案でよろしいですか。
各委員 了承
事務局 この内容の審議の趣旨は、20年以上見直しをしていなかった点に問題があるという認識から始まったものです。5年としています。その間にも毎年数字を追いつつ、情報収集をしながら、必要に応じて5年よりも短くする場面も出てくるかもしれません。そのため、一定の目安として、期間を示したものです。

4 その他

(1) 第2回事業系ごみ専門部会の開催

令和5年7月6日(木) 13時30分から、市役所6階第3委員会室で開催

(2) 事業系ごみの取組報告と特別委員の任期満了

事業系ごみの減量化策について、平成31年2月に答申、令和元年5月に基本方針を策定し、4年が経過。内容の審議に当たっては、平成28年から石塚委員と須藤委員の2名の特別委員と共に実施してきた。

今回、事業系一般廃棄物処理手数料見直しという、事業系ごみ施策の大きな前進があったため、現在までの事業系ごみに関する取組状況報告を行い、それをもって特別委員の任期である「調査審議の終了」とする。

なお、専門部会は存続させ、調査審議が必要な場合は、特別委員を委嘱するなどの対応を行うものとする。